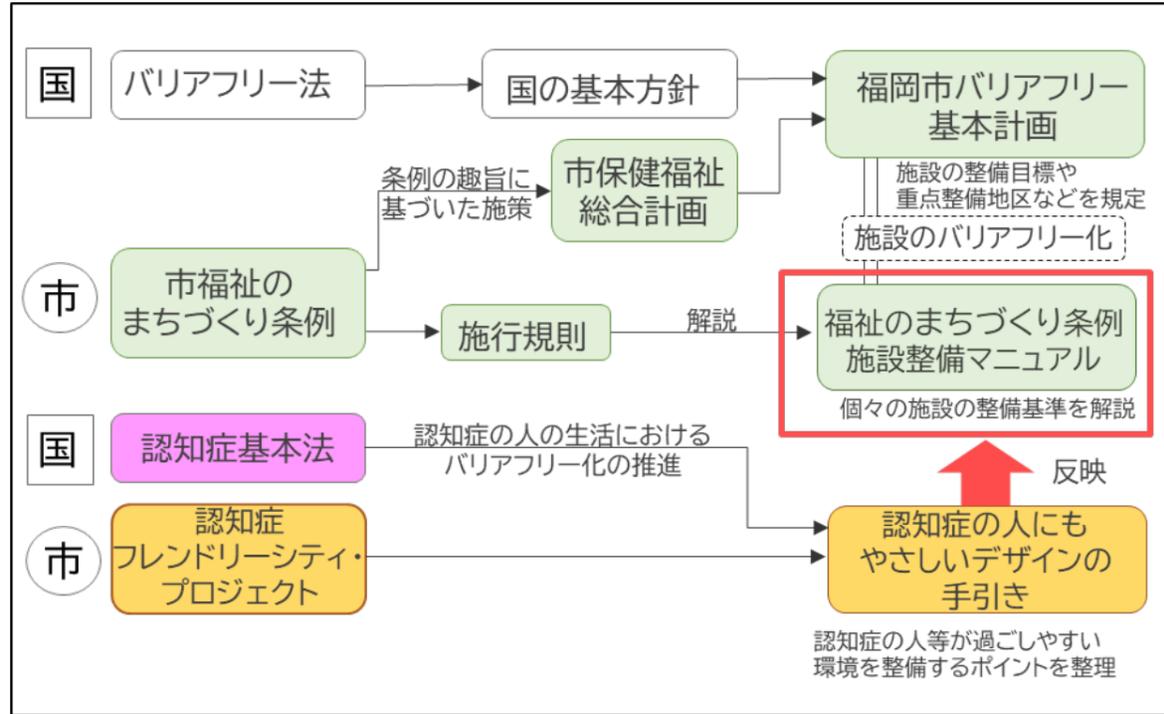


施設整備マニュアルへの反映スケジュールについて

1. 「認知症の人にもやさしい手引き」と関係施策との関係



2. 施設整備マニュアルと認知症の人にもやさしいデザインについて

	概要	対象	導入のタイミング	基準	義務	導入施設数
施設整備マニュアル	○福祉のまちづくり条例及び施行規則により、バリアフリー基準を定め、適合を義務付けているもの ○基準や考えた方を図解等により、わかりやすく解説 ○国の各種ガイドラインも反映	不特定かつ多数の人が利用する対象施設（道路、公園含む）	新築 改修	整備基準※1 誘導基準※2	有り	実績:6,231 (内訳) 民間:5,993 公共:238 ※H31.3月末現在
認知症の人にもやさしいデザインの手引き (以下、「認知症デザイン」)	○認知症の人や家族、介護者がストレスなく安心して暮らせる住環境を整備するため、すべての人がより過ごしやすい環境に整えるポイントをまとめたもの。	自宅 施設 まちづくり	随時	5つの視点 30のポイント	無し	実績:122 (内訳) 民間:18 公共:104 <まちづくり:1を含む> ※R7.3月現在

- ※1 整備基準：対象施設を新設又は改修する際に、適合させなければならない基準【施行規則(別表第2)】
- ※2 誘導基準：整備基準よりも水準の高い基準で、対象施設をより利用しやすいものとするよう適合に努める基準【施行規則(別表第3)】

3. 施設整備マニュアルへの反映内容

項目	対象施設 ※1 (病院・診療所、官公署、老人ホーム等)	その他施設 (小・中学校、劇場、展示場など)	屋外
トイレ	♥誘導基準 ◆望ましい整備内容	◆望ましい整備内容	対象外
出入口・廊下・傾斜路・階段・エレベーター	◆望ましい整備内容	◆望ましい整備内容	対象外
その他 (客席及び舞台・授乳スペース等)	対象外	対象外	

※1 対象施設の考え方：バリアフリー法上の特別特定施設から、特に認知症の人が活用する施設に限定。病院又は診療所、官公署、老人ホーム・福祉ホーム等（主として高齢者、障がい者等が利用するもの）、車両の駐車場又は船舶・航空機の発着施設等、自動車等の駐車施設、~~公共便所~~公共用歩廊 ※集会場又は公会堂は対象外

4. 施設整備マニュアルへの反映スケジュール

	令和6年度	令和7年度				令和8年度
		4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
認知症デザインの反映検討	反映内容検討		第3回委員会			
施設整備マニュアル	反映	改訂作成	整備勉強会	完成	冊子発行	
条例規則改正	改正作業		9/1 公布	10/1 施行		